秋田県道路メンテナンス会議 設立会議

日時:平成26年5月27日(火)

13:30~13:50

場所:秋田河川国道事務所

大会議室

次 第

- 1. 開 会
- 2. あいさつ 秋田県建設部建設技監
- 3. 会議設立趣旨及び会議規約について 東北地方整備局道路部地域道路調整官
- 4. 閉 会

第1回 秋田県道路メンテナンス会議

日時:平成26年5月27日(火)

13:50~15:00

場所:秋田河川国道事務所

大会議室

次 第

- 1. 開 会
- 2. 会長あいさつ 秋田河川国道事務所長
- 3. 道路メンテナンス会議の概要 東北地方整備局道路部道路保全企画官
- 4. 情報提供

東北技術事務所維持管理技術課長

(休憩)

- 5. 意見交換(その他)
- 6. 閉 会

【会議の公開・非公開:設立会議と第1回会議の4. 情報提供まで公開とします】

第1回 秋田県道路メンテナンス会議 配席図

					スク	リーン			
		演台			会長〇	副会長〇		司会	出入口
0	北秋田市	秋田河川国道事務所長	0			7n		〇 秋田県 建設技監	
0	能代市	道路保全企画官	0		ジェ	クター		〇 秋田県 道路課長	
0	三種町	地域道路調整官	0					O 湯沢河川国道事務所長 (代理 副所長)	
0	男鹿市							O 能代河川国道事務所長 (代理 副所長)	
0	八郎潟町	鹿角市 建設部 都市計画課	0					〇 小坂町 建設課	
0	大仙市	大館市 建設部 土木課	0					〇 北秋田市 建設部 建設課	
0	仙北市	上小阿仁村 建設課	0					〇 能代市 都市整備部 道路河川課	
0		藤里町 生活環境課	0					〇 三種町 建設課	
0		八峰町 建設課	0					〇 秋田市 建設部 道路維持課	出 入
0		男鹿市 産業建設部 建設課	0					〇 潟上市 産業建設部 都市建設課	
0	国	五城目町 建設課	0					〇 八郎潟町 建設課	
0	土 交	井川町 産業課	0					〇 大潟村 産業建設課	
0	通 省 ·	由利本莊市 建設部 建設管理課	0					〇 にかほ市 農林水産建設部 建設課	
0	· 秋 田	大仙市 建設部 道路河川課	0					○ 仙北市 建設部 建設課	
0	県関	美里町 建設課	0					〇 横手市 建設部 建設監理課	
0	係 者	湯沢市 建設部 建設課	0					○ 羽後町 建設課 ○ 東日本高速道路株式会社	
 0		東成瀬村建設課	0					〇 東日本高速道路株式芸社 管理事業部 保全課	
0		【オブザーバー】						○ 【オブザーバー】	
0		市町村橋梁等長寿命化連絡協議会	0					○ 市町村橋梁等長寿命化連絡協議会 □	
0			0					O	
									出 入 口
									-
		事務局] [報送	関係]	報道関係	
		0 0	0]	O O O	O 受 付
									O 付

秋田県道路メンテナンス会議

設 立 趣 意 書

インフラの老朽化対策が社会的な課題となっています。

地方自治体においても、道路インフラを適正に維持管理していくことが重要でありますが、特に市町村では、道路構造物の維持管理についての技術ノウハウや土木技術系職員が不足しているなどの課題を抱えています。

今後は、点検や計画策定の定期的な実施に加え、それに基づく修繕の実施も大きな課題となっています。

更に、国において策定された「インフラ長寿命化基本計画」に基づき、各インフラの管理者は、「インフラ長寿命化計画」及び「個別施設毎の長寿命化計画」を策定する必要があります。

これらを踏まえ、橋梁・トンネル等の定期的な点検がスタートしようとするこの機に、道路管理者が連携しながら、技術力の向上、インフラの長寿命化の推進、さらには道路インフラの維持管理についての情報共有や課題解決への連携を深め、道路の管理を効果的に行っていくことが急務となっております。

これらの取り組みに当たっては、個々の道路管理者で対応するよりも県内道路管理者が一体となって対応することが効果的であり、そのための新たな組織作りが必要です。

そこで、このような諸活動を行う組織として「秋田県道路メンテナンス会議」を設立します。

平成26年5月27日

秋田県道路メンテナンス会議規約

(名 称)

第1条 本会は「秋田県道路メンテナンス会議」(以下「会議」という。)という。

(目 的)

第2条 会議は、道路法第28条の2の規定に基づき設置するもので、秋田県内の安全かつ円滑な交通の確保及び効率的な道路管理を実現することを目的とする。

(事 業)

- 第3条 会議は第2条の目的を推進するため、次の事業を実施する。
 - (1)道路メンテナンスに関する情報共有(技術基準説明会や現地研修会の実施、損傷事例や対応事例、点検や措置状況等)に関する事業
 - (2)関係者の意見調整(点検、補修等に重点的に取り組むべき路線に関する意見調整、 対外協議に関する調整等)に関する事業
 - (3)国民・道路利用者等を対象とした広報(点検結果や構造物の健全度に関する情報発信、老朽化対策に対する関心と理解の醸成等)に関する事業
 - (4) 前各号に掲げるものの他、会議の設立の目的に沿った活動の企画及び実施に関する事業

(構 成)

- 第4条 会議は別紙に掲げる関係機関をもって構成する。
 - 2 会議には、会長及び副会長を置くものとし、会長は東北地方整備局秋田河川国道事 務所長、副会長は秋田県建設部道路課長とする。
 - 3 会長に事故等があるときは、副会長がその職務を代行する。
 - 4 会長は、必要に応じて地区会議の設置をすることができる。
 - 5 会長は、会員以外の者で、老朽化対策に関わりが深い者をオブザーバーとして出席 させることができる。
 - 6 会長は、個別課題等についての検討・調整を行うための「専門部会」を設置できる。

(事務局)

第5条 会議における事務は、秋田県建設部道路課、東北地方整備局道路部、東北地方整備局秋田河川国道事務所計画課及び東北技術事務所維持管理技術課において処理する。

(雑 則)

- 第6条 本規約に定めるもののほか、会議の実施のため必要な事項は運営細則で定める。
 - 2 本規約及び運営細則の改廃は会議で定める。ただし、軽微な改正等については、 会議事務局で行い、会議会員に通知するものとする。
- 附 則 (施行期日) この規約は、平成26年5月27日から施行する。

秋田県道路メンテナンス会議構成機関

(構成機関)

秋田県建設部道路課

鹿角市建設部都市整備課

小坂町建設課

大館市建設部土木課

北秋田市建設部建設課

上小阿仁村建設課

能代市都市整備部道路河川課

藤里町生活環境課

三種町建設課

八峰町建設課

秋田市建設部道路維持課

男鹿市産業建設部建設課

潟上市産業建設部都市建設課

五城目町建設課

八郎潟町建設課

井川町産業課

大潟村産業建設課

由利本荘市建設部建設管理課

にかほ市農林水産建設部建設課

大仙市建設部道路河川課

仙北市建設部建設課

美郷町建設課

横手市建設部建設監理課

湯沢市建設部建設課

羽後町建設課

東成瀬村建設課

東日本高速道路(株)東北支社技術部技術企画課

東北地方整備局道路部

東北地方整備局秋田河川国道事務所

東北地方整備局湯沢河川国道事務所

東北地方整備局能代河川国道事務所

(オブザーバー)

市町村橋梁等長寿命化連絡協議会

秋田県道路メンテナンス会議運営細則

(事 業)

第1条 本細則は秋田県道路メンテナンス会議規約(以下「規約」という。) 第6条第1項に基づき、会議の運営に関する事項を定める。

(幹事会)

- 第2条 会議の運営について幹事会を設置し、必要に応じて開催するものとする。
 - 2 幹事会は別紙1に掲げる関係機関で構成する。

(会議の招集及び運営)

- 第3条 会議の招集は各機関の要請に基づき、事務局が行う。
 - 2 会議の運営(会議進行等)は事務局が行う。
 - 3 幹事会の運営についても第1項及び第2項を適用する。

附 則 (施行期日) この規約は、平成26年5月27日から施行する。

別紙1

秋田県道路メンテナンス会議幹事会構成機関

(構成機関)

秋田県建設部道路課 東北地方整備局道路部(地域道路グループ、道路保全グループ) 東北地方整備局秋田河川国道事務所計画課 東北地方整備局湯沢河川国道事務所道路管理課 東北地方整備局能代河川国道事務所道路管理課 東北地方整備局能代河川国道事務所道路管理課 東北地方整備局東北技術事務所維持管理技術課

資料1

秋田県道路メンテナンス会議

秋田県道路メンテナンス会議の概要

道路老朽化対策として、総力を挙げて本格的なメンテナンスサイクルを始動することとなりました。

その第一歩として、「道路メンテナンス会議」を立ち上げます。

目 的

各道路管理者における<u>メンテナンスサイクルを持続的に回す</u>ことにより、 老朽化対策の本格実施に貢献し、国民生活の安全かつ円滑な活動の確保及び 効果的な道路管理を実現する。

開催目標

確実な開催:本会議は年度2回、現地研修会等を各地域1回開催程度

体制

会長:東北地方整備局秋田河川国道事務所長

副会長:秋田県建設部道路課長

会員 : 秋田県、県内市町村、東北地方整備局道路部・秋田河川国道

事務所・湯沢河川国道事務所・能代河川国道事務所、

東日本高速道路(株)東北支社

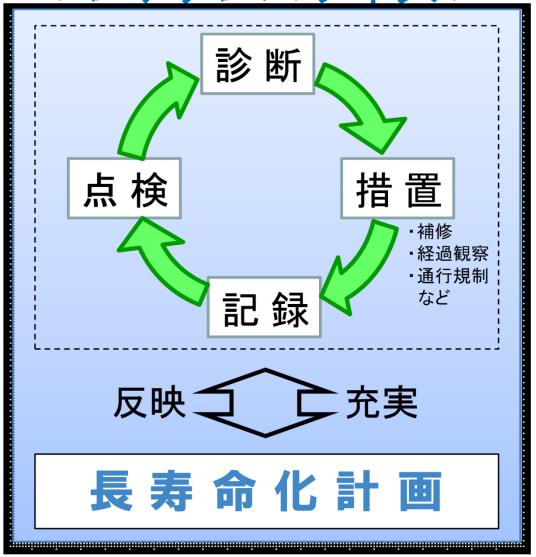
事務局 : 県道路課、整備局・秋田河川国道事務所・東北技術事務所

(オブザーバー:市町村橋梁等長寿命化連絡協議会)

取り組み事項(案)

- ①道路メンテナンスに関する情報共有
 - 技術基準説明会、現地研修会等の実施
 - 損傷事例や対応事例に関する情報の共有
 - 点検、措置状況に関する情報共有 等
- ②関係者の意見調整
 - ・点検、補修等に重点的に取り組むべき路線に関する意見調整
 - 対外協議に関する調整 等
- ③国民・道路利用者等を対象とした広報
 - 点検結果や構造物の健全度に関する情報発信
 - ・ 老朽化対策に対する関心と理解の醸成 等
- ④その他、会議の設立の趣旨に沿った活動の企画及び実施

メンテナンスサイクル



点検:5年に一度 近接目視で

診断:部材毎、全体 を4判定区分で

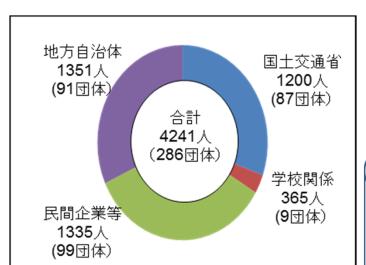
- •健全
- 予防保全段階
- •早期措置段階
- •緊急措置段階

措置:補修•規制等

記録:供用期間中

利用者遂に、4.000人を突破!

【H20~25年度利用者内訳】【施設利用者の声】



☆大変役に立った・・・・ 9割

特に参考になった内容

- ・施工不良の再現・・・ 7割
- 非 破 壊 試 験 • 2割
- ・施工手順の再現・・・ 1割

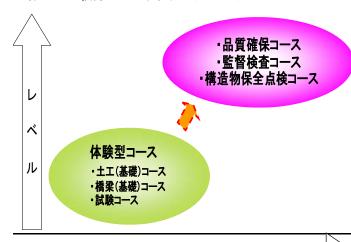
"百聞は一見" まずはご利用を!

◎各コースの技術レベルと位置付け(イメージ)

利用コース

利用者のレベルや目的、立場等に合わせてコースの選択可能!

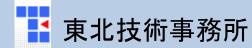
- ①体験型基礎コース(2時間)
- ②監督検査コース(3時間)
- ③品質確保コース(1.5時間)
- ④オーダーメイト・コース(最大3時間)
- ⑤構造物保全点検コース (拡充予定)



経験年数

誰でも利用可能です。是非ご利用を!

国土交通省 東北地方整備局



〒985-0842 宮城県多賀城市桜木3-6-1

【体験型土木構造物実習施設利用窓口】

TEL 022-365-8047(施工調查·技術活用課)

【申し込み先】

◇詳しくはホームページでご覧下さい。

http://www.thr.mlit.go.jp/tougi/index.html



実物大の臨場感で

資料2

"見て、触れて、考える"

体験型土木構造物実習施設





エリア1:橋梁上部エモデル



実物大の臨場感で体験可能! (見て・触れて・考える) 15種類の構造物を配置

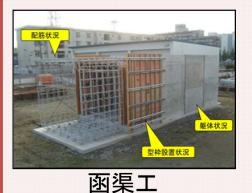
工事監督・検査に対応する技術や維持管理における点検技術の習得や 施工手順、品質の良否判定などの基礎技術や判断技術を習得すること を目的とした実践的な施設です。

実物大の構造物の実習施設としては東北地方唯一のものです。





~施工順序、名称・種類、施工上の留意点を学ぶ~



土留工



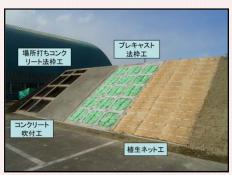
橋脚耐震補強工







防護柵工 擁壁工



法面工

杭基礎工





補強土壁工

~施工不良箇所を探してみよう~



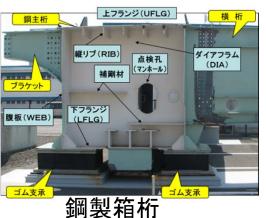
上下色の違い





・なぜこうなったのか?・防ぐ方法は?・品質にどう影響するの?

~橋梁上部工の点検・診断技術を学ぶ~





劣化した PC中空床版桁

PCT桁



劣化したRC床版





制震ダンパー

鋼製支承